

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1493号)

平成30年1月19日

横 情 審 答 申 第 1493 号

平 成 30 年 1 月 19 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年10月27日建建安第777号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部部長殿の返書に、「・・・出鱈目ではありません。」とあるが、X区役所から異動でY区役所のB課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるよう穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないと驚愕の返書が有った。事象の無い筈の平成4年の道路審議票が有る。平成4年7月7日の謝罪文書の早期の開示を求める。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部部長殿の返書に、「・・・出鱈目ではありません。」とあるが、X区役所から異動でY区役所のB課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるよう穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないと驚愕の返書が有った。事象の無い筈の平成4年の道路審議票が有る。平成4年7月7日の謝罪文書の早期の開示を求める。」の行政文書を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部部長殿の返書に、「・・・出鱈目ではありません。」とあるが、X区役所から異動でY区役所のB課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるよう穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないと驚愕の返書が有った。事象の無い筈の平成4年の道路審議票が有る。平成4年7月7日の謝罪文書の早期の開示を求める。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求時点において、平成4年にY区建築課係長であったAに対象とされた行政文書を作成したかどうか確認したが、作成していないとの回答があった。

また、執務室、書庫及びマイクロ保管庫の保存文書を探したが、対象とされた行政文書の存在は確認できなかった。

- (2) よって、審査請求人の求めるような文書は作成し、又は取得しておらず保有していないため、条例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求に係る行政文書を適切に特定し、速やかに開示を求める。
- (2) 非開示とする理由は全くない。実施機関は条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であると考ええる。
- (3) 平成4年7月7日の文書の開示を求めた。7日後に返書があったが、経伺されたうえで送付されたのか疑問だが、当該開示請求に係る行政文書については、作成または取得したかどうか不明であり執務室、書庫及びマイクロ保管庫を探したが存在が確認できないため非開示決定にしたとは、臭いものには蓋。6月20日付で請求に対し、6月27日付非開示決定。探したのか疑問である。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築主事を置き、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、申請された図面等が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務を行っている。本件に係る建築物に関しては、平成4年に確認の申請書が提出されており、建築基準関係規定に適合していることを確認している。

なお、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務は、建築局建築指導部建築指導課（平成4年度は区役所区政部建築課。平成22年度から平成28年度までは建築局建築指導部建築安全課。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。）が所管している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成4年7月7日の謝罪文書である。

実施機関は、本件審査請求文書について、作成し、又は取得したか不明であり、保有していないため非開示とした。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件処分に係る状況について、平成29年11月7日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人は、平成4年7月7日という特定の年月日を指定し、謝罪文書

を開示請求している。

(イ) 本件に係る開示請求の時点で実施機関の書庫等の調査に加えて、対象とされた職員Aに謝罪文書の作成について確認したが、謝罪した文書は作成していないとの回答があった。また、念のため、審査請求時点にも実施機関の書庫等を調査したが、本件対象行政文書の存在は確認できなかった。

(ウ) 仮に審査請求人が記載する謝罪文書が存在していたとしても、現在の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）における行政文書分類表上の分類から考えると、平成4年度当時の横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日に限り廃止。）に基づく文書分類表において永年保存文書として分類しているとは考えられず、廃棄済みと考えられる。

念のため、平成4年度に対応した横浜市公文書目録第1種を確認したが、当該目録の永年保存文書にも謝罪した文書は含まれておらず、永年に次ぐ保存期間は第2種10年であることから、廃棄済みと考えられる。

(エ) 審査請求人は、本件処分の際に、「経伺されたうえで送付されたのか疑問」と主張するが、文書の探索及び当該職員Aへの事情確認の後、起案し、決裁を受けたうえで非開示決定通知書を送付している。

イ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

実施機関は、文書について探索を行うとともに、当該職員Aに事情を確認した上で謝罪した文書は作成していないと説明している。

当審査会においても当該年度の横浜市公文書目録を調査したが、当該年度の永年保存文書には含まれておらず、永年に次ぐ第2種文書の保存期間は10年であることから、仮に存在していたとしても廃棄済みと考えられる。よって、実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、この他に審査請求人の求める謝罪文書が存在することを推認させる特段の事情も認められなかった。

そのほか、本件処分の伺文書について見分したところ、実施機関が記載した日付に誤りはなく、審査請求人の主張する「経伺されたうえで送付されたのか疑問」に該当する内容は認められなかった。

したがって、実施機関の説明は、不自然ではなく、是認できる。

(4) その他

審査請求人は「条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されるこ

とが妥当」と主張する。

審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

審査請求人は、この点について留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年11月15日 (第297回第一部会) 平成28年11月17日 (第203回第三部会) 平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・諮問の報告
平成29年10月27日 (第324回第二部会)	・審議
平成29年11月7日 (第325回第二部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年11月24日 (第326回第二部会)	・審議
平成29年12月8日 (第327回第二部会)	・審議